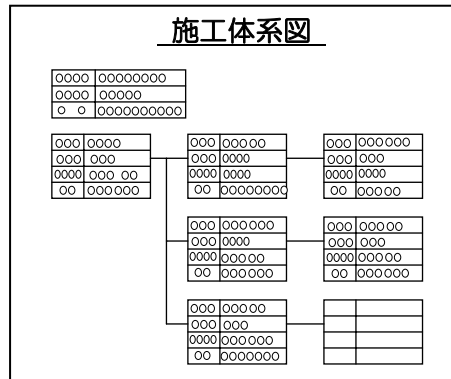


【 現 場 標 識 表 示 例 】



建設業の許可票			
商号又は名称		〇〇〇〇〇〇	
代表者の氏名		〇〇 〇〇	
主任技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇〇	〇
監理	資格種別	資格者証交付番号	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
一般建設業又は 特定建設業の別		〇〇〇〇〇	
許可を受けた建設業		〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
許 可 番 号	〇〇〇〇許可〇〇〇第〇〇〇〇号		
許 可 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日		

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇
事業の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
注文者の氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業主代理人の氏名	〇〇〇〇

建設業退職金共済制度
適用事業主工事現場

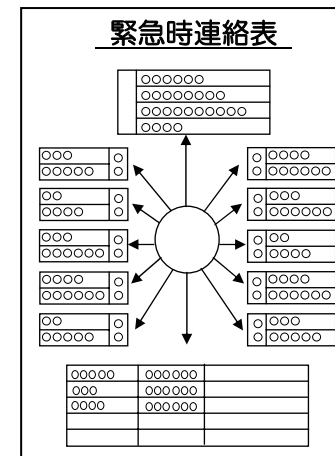
.....

.....

.....

建設業退職金共済事業本部

.....

[illegible]

※ 標識を掲示する版は、風等で倒壊することがないように強固な支柱等に固定してください。又、各標識によって掲示しなければならない場所が規定されていますので、1枚の版に全てを掲示する必要はありません。

※ 掲示した標識は、設置状況を撮影し、工事写真（安全管理又は共通仮設）に整理後、竣工検査時に提出してください。

掲示の注意事項

番 号	標 識 名 称	注 意 事 項	掲示の根拠
①	施工体系図	「工事関係者」及び「公衆」が「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 大きさに関する規定はありませんが、読みやすい大きさにしてください。	建設業法第24条の7第4項 入契法第13条第3項
②	建設業の許可票	「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：40cm以上×40cm以上	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条1,2
③	労災保険関係成立票	「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：（縦）40cm×（横）50cm・地色：白・文字：黒	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険徴収法施行規則第74条
④	建設業退職金共済 制度適用事業主工 事現場標識（シール）	「建設現場」に掲示しなければなりません。 （現場の労働者の中に、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度 の対象者がいる場合に掲示が必要です。）	入契法指針
⑤	作業主任者一覧表	「作業場」の「見やすい場所」又は「必要な箇所」に掲示してください。（標識 寸法：規定なし）	労働安全衛生規則第18条関連
⑥	緊急時連絡表	「事務所、詰所等」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 緊急時に誰もが必要な箇所に連絡が取れるよう事務所、詰所以外の現場の見や すい場所にも掲示するよう指導をお願いします。（標識寸法：規定なし）	